



長野市職員措置請求書

長野市長、都市整備部長及び公園緑地課長に対する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

本件住民監査請求により青木島遊園地の廃止に所要の公費支出ならびに契約締結の緊急的な差止めを求める。

本件遊園地廃止は違憲、違法または不当な決定であり、本件遊園地廃止に所要の公費支出ならびに契約締結もまた当然に違憲、違法または不当な措置である。係る措置により市に損害が及ぶ惧れがある。

- 1 市公園緑地課長は青木島地区区長会(以下「区長会」という。)長との連名で、令和4年10月1日付けで、青木島遊園地(長野市青木島町大塚1309-1、以下「本件遊園地」という。)を同5年3月31日に廃止することを決定した旨を青木島地区住民へ通知した(証1号)。
- 2 市公園緑地課長は、令和4年10月頃、本件遊園地に次の様に掲示を行った。「青木島遊園地は、令和5年3月31日をもって廃止いたします。原状復旧工事を行いますので、令和4年12月頃から閉鎖します。長い間ご利用いただき、ありがとうございました。長野市公園緑地課」(証2号)
- 3 本件遊園地敷地は土地賃貸借契約(以下「借地契約」という。)により市が賃借している借地で、当該契約期間は令和2年4月1日から同7年3月31日の間である(証3号)。市は借地契約を解除する場合には、当該賃借地を原状回復すると借地契約上の義務を負っている。このため、廃止に際しては原形復旧工事に要する費用が、市の公費から支出される可能性がある。また原形復旧工事に前後して、借地契約を解除し、借地料の月割り清算額を定めるための契約(以下「合意解約書」という。)を締結する可能性がある(証4号)。
- 4 本件遊園地廃止は違憲、違法または不当な決定であり、本件遊園地廃止に関連する公費支出ならびに契約締結もまた当然に違憲、違法または不当な措置である。係る措置により市に回復困難な損害が及ぶ惧れがある。

(1) 本件遊園地廃止の違憲性

ア 日本国憲法(以下「憲法」という。)第13条(公共の福祉)

本件遊園地廃止は、本件遊園地近隣の一部住民の意見を偏重した結果で、公共の福祉に反した決定であり、他の住民が本件遊園地利用によって当然に得られるべき福祉を損ねることは、幸福追求権を保障した憲法第13条に反する。

本件遊園地廃止は、令和3年3月25日、本件遊園地で登録児童を遊ばせていた青木島児童センター(以下「児童センター」という。)に近隣男性(以下「苦情元世帯員」という。)が「うるさいから静かに遊ぶ方法を考え

てほしい」との苦情を申し立てた(証 5a 号)ことが端緒となっている。児童センター館長は、こども政策課に苦情への対応策を協議したものの、明確な方針は示されず、それまでも苦情元世帯員から送迎車両についてたびたび苦情を受けていたため、「このまま遊ばせれば必ず苦情が続く」と思い、「当面の間、子どもたちに遊園地を利用させるのを控えることにした」(証 5a 号)。同年 8 月 11 日、住民の要望で、苦情元世帯員、児童センター館長及びこども政策課長を交えた 3 者面談が行われた。その場でこども政策課長は「遊園地の使い方について(児童)センターと(苦情元世帯員)との間で申し合わせを」と苦情元世帯員に申し入れたが、「(児童)センターの子どもを順番に 5 人ずつ出して、ボール遊びをしたり走り回ったりせず、静かに遊ぶという形なら許容できる」と回答され(証 6 号)、以降、市が苦情元世帯員と交渉することもなく(証 5a 号)、現在に至るまで児童センターは利用登録児童の遊びに本件遊園地を利用しない状況が続いている。この事案で注目すべきは、本件遊園地利用上のトラブルを、こども政策課長は苦情元世帯員と市の 2 者間の申し合わせで解決しようとしている点であり、またその一方で児童センター利用登録児童・保護者等当事者を対象として意見聴取をしておらず、両者の間に立って本件遊園地利用上の調整をしていない点である。児童センター館長は令和 3 年 3 月 25 日以降、苦情元世帯からの苦情により遊園地利用を停止したが、その事実を利用登録児童の保護者に説明し意見を聴取した上で苦情元世帯員との調整に当たる等の手続きを踏んだ事実は確認できなかった。本件遊園地廃止については情報公開請求により、児童センター利用登録児童・保護者への「アンケート調査があれば、その調査結果」等の開示を求めたが、こども政策課は係る請求に対し行政情報不存在決定している(証 5b 号)。つまり、こども政策課長も児童センター館長も、本件遊園地利用を児童センター運営から除外するに当たっては、苦情元世帯員の苦情のみを聴き入れ、児童センター利用当事者の意見を聴き入れていない(※1)。一方で、児童センター利用登録児童には「外で遊べた方が楽しいので、遊園地がなくなるのは残念」(小学 2 年男子)との意見(証 7a 号)や、本件遊園地を使って遊んでみたいとの意見(証 7b 号)も実際に存在するのである。

児童センター運用上の本件遊園地利用停止措置は、苦情元世帯員のみ幸福追求権を偏重した取扱いと言え、利用登録児童とその保護者は児童センター事業における本件遊園地利用によって保障されるべき幸福追求権を侵害された。係る本件遊園地利用停止の間、公共の福祉の観点から苦情元世帯員と利用登録児童・保護者間の本件遊園地利用上の調整を市が

試みた事実もない。それどころか、公園緑地課長は、「現在は利用者が少なく遊園地の廃止もやむを得ない」との意見を無批判に受け容れて廃止の理由としているが(証 1 号)、そもそも利用者が減少したのは、主たる利用者である児童センターが公共の福祉に反して本件遊園地利用を停止した結果なのだから、その上市が本件遊園地を廃止することは、公共の福祉の破綻の程度が更に拡大し、本件遊園地廃止を「大賛成」とする(証 9 号及び証 10 号)一部の苦情元世帯員のみ幸福追求権が益々保護され、多数の利用登録児童とその保護者への権利侵害はいよいよ苛烈となる愚策であって、これは当然に憲法第 13 条に反する。

隣接する本件遊園地をどのように利用するかについては、児童センターを運営する館長の裁量に任されており、本件遊園地を用いない運用としても直ちに違憲とまでは言えないとの議論があり得る。しかし本件遊園地は、「地元青木島区が中心となり、土地所有者等との調整を経て整備可能となった借地遊園地」で、「立地条件から主として児童センター利用者を対象」としている経緯があるため(証 7c 号)、市は児童センター利用登録児童の本件遊園地利用につき積極的に努めるべき特段の事情があるのだから、こども政策課・児童センターは本件遊園地の安易な利用停止を行うべきでないし、ましてや本件遊園地利用停止措置の結果としての低利用の現状を理由として、公園緑地課が本件遊園地を廃止することは違法不当である。

イ 憲法第 14 条(法の下での平等)違反

本件遊園地廃止は、本件遊園地近隣の一部住民の意見を偏重した結果であり、個人の平等を保障した憲法第 14 条に反する。

証 1 号で、公園緑地課長は(本件遊園地に隣接する青木島児童センター、青木島保育園及び青木島小学校)「利用者が、同時に多数訪れることによって、かなりの音が発生する状況」であったことを本件遊園地廃止の理由の一つとして掲げている。一方、本件遊園地で発生する音について、市顧問弁護士は「公園で遊ぶ子供の声は受忍の範囲と考えられ、(苦情元世帯員)の訴えは騒音問題に当たらず、違法性がないため遊ばせても問題ない」とし、その理由として「公園内で遊ぶ子供の遊び声が一日中聞こえているわけではないこと」、「市は公園の入口を変更し、植栽を植えるなどして(苦情元世帯員)への騒音について配慮したこと」、「同じ状況の(苦情元世帯員宅)周辺住民から、クレームがないこと(騒音レベルも許容の範囲にあると考えられる。必要があれば、騒音の環境基準が満たされているかを調べてみてもよい。)」の三点を挙げている(証 8 号)。

しかし市は弁護士による専門的な見解を得たにも関わらず、本件遊園地

で発生する音について、受忍限度論または環境基準に照らした場合の騒音被害の有無・程度について客観的な検証を行った形跡が見られない。受忍限度論については、判例から一般に「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関して採り得る措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して決すべきものである」との基準で判断されるのに、市はそれらの観点からの検証を行っていない。例としては、令和4年8月25日、市長は公園緑地課長から本件遊園地において受忍限度を逸脱する音が発生していたと示唆する資料(証9号)を提示されており、そこでは本件遊園地の利用が「そもそも通常の利用ではない」等と主観に満ちた表現で逸脱性が強調されているが、ここでも受忍限度論の適用基準に照らした検討は全く行われていない。市長の説明に先立つ同月2日、苦情元世帯員と公園緑地課職員が面談を行っているが、本件遊園地に係る現状は受忍限度内にあるとの弁護士見解提示に対し「通常の利用とはどの程度の事か。児童館の利用は通常なのか。通常の利用とは近所の方が数人の利用ではないか」等と独自の主張で苦情元世帯員は反論している(証10号)。つまり25日市長あて説明資料の「通常の利用でない」との表現は、係る苦情元世帯員の主張を市長に伝えているに過ぎないのであって、このことから、公園緑地課は受忍限度を逸脱する音があったかどうかについて、詳細な検証をしていない蓋然性が高い。市顧問弁護士が示唆した騒音測定も、情報公開請求で不存在とされており、実施されていない蓋然性が高い(証11号)。市の事業は住民の福祉増進という公共性を実現するためのものであるから、一部の苦情で軽々にこれを廃止することは、他の多数の住民が当該事業から得られる福祉を損ね、公共の福祉実現という憲法規範に反するものであることは、既に述べた。本件遊園地で騒音が発生しているとの趣旨の苦情元世帯員の主張の妥当性は、受忍限度論や機器による測定といった客観的基準により検証されるべきであるところ、公園緑地課はそれらを行わず、苦情元世帯員の主張を鵜呑みにして、本件遊園地廃止の理由の一つとしているのは法の下での平等原則を定めた憲法第14条に反している。仮に違憲性がないとしても、係る本件遊園地廃止は市の裁量権の逸脱または濫用であるから、違法不当である。

証1号で、公園緑地課長は、区長会において「現在は利用者が少なく遊園地の廃止もやむを得ないと判断されたこと」を本件遊園地廃止の理由の一つとしている。区長会は青木島地区内の行政連絡区区長10人で構

成されている。長野市行政連絡区に関する規則(以下「区規則」という。)第3条第1項第2号は、区長について「行政連絡区に代表者として区長を1人置くものとする。」と規定している。区規則第2条は、行政連絡区(以下「区」という。)について「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として一定の区域の住民が主体的に組織する団体」と定義している。区規則が定める区長の代表機能とは、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う」という区の目的(以下「区の存立意義」という。)の範囲内においてのみ、認められると捉えるべきである。つまり市に対して区長が区を代表することができるのは、区の存立意義のための事務を執行する場合に限られる。青木島地区内の各区で構成する区長会もまた、各区の存立意義の範囲内においてのみ市に対する代表機能を有すると言うべきである。

一方で、各区長・区長会は各区の存立意義の範囲内で各区を代表するとは言うものの、憲法第14条の定める法の下での平等を超える権限・権能が与えられていると解釈すべきではないのは自明だろう。

本件遊園地の設置は、その沿革に「民有地を地元青木島区が中心となり、土地所有者等との調整を経て整備可能となった借地遊園地」とあるように(証7c号)、本件遊園地が存する青木島地区内各区の活動の成果である。その後数年間は借地料を各区が負担して維持している。平成20年には、市が苦情元世帯員の苦情を受け本件遊園地に設置したボール遊び禁止看板に対し、「ボール遊び禁止の解除をお願いしたい」と区長会が陳情している(証15号)。区長会は平成18年、平成21年には市に対し用地取得を、さらに平成24年には四阿・遊具の設置を陳情している(証16号、証17号)。これらの活動は全て、青木島地区内各区と区長会が各区の存立意義に矛盾なく行った活動といえる。

しかしながら、各区の存立意義に基づく上述のような本件遊園地の設置等のための活動があったにも関わらず、各区長・区長会が本件遊園地廃止について適当と意思表示するのは、区の存立意義に矛盾するものといえる。青木島地区有数の面積を有する遊園地である本件遊園地を廃止することが「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」であるとは直ちに考えにくいし、仮にそうなのだとしても、各区の存立意義を追求する上で本件遊園地廃止は本件遊園地設置を覆すほどの意義があるとする事実や論理が示されるべきである。それにも関わらず、区長会はその明確な理由を廃止同意書で示していない(証18号)。市・区長会は、令和3年10月及び12月、本件遊園地に関する会議を開催しており、本件遊園地廃止を是とする区長発言もあったが、それらは概ね愛護会活動

を引き受けられないから、利用が低調であるから、本件遊園地廃止はやむを得ないものとして受け容れるとの論調であり、当該遊園地廃止が当該遊園地設置以上に「良好な地域社会の維持及び形成に資する」と明確に示す論旨ではなかった(証 19a 号、証 19b 号)。

従って、「遊園地の廃止もやむを得ない」(証 1 号)との区長会の認識は、各区の存立意義に基づく範囲内の意見ではないから、参考意見として聴くのであればともかく、各区を代表する意見として市が取り扱うことは違法不当である。区長会の「遊園地の廃止もやむを得ない」との青木島地区住民の一部の意見をして各区を代表するものであるとする市の判断は違法で無効であるにも関わらず、それを理由に市が本件遊園地廃止を決定することは、相対的には各区住民の意見を軽んじた決定であって、これは法の下での平等原則を定めた憲法第 14 条に反している。

区長会の廃止同意書は、手続き上の一要件に過ぎず、区の存立意義の観点からの検証に耐える必要がないとの反論がありうる。しかし後述するように、本件遊園地は地方自治法第 244 条の 2 が規定する公の施設であり、本来その設置管理と改廃は条例によるべきであるし、そもそも設置管理規則や要綱等の明文規定が整備されていないのだから、区長会の廃止同意書は手続き上の要件と捉えることはできない。

市は本件遊園地廃止の理由の一つとして、「草刈り等による公園の維持管理を行う公園愛護活動が継続できなくなったこと」(証 1 号)を挙げている。しかし、市が運営する遊園地の中には、実際は愛護会活動が十分に行われていないものもあるが、それを理由に直ちに廃止されているわけではない。例えば、令和 3 年度において、草刈りが行われていない等の遊園地は 16、草刈りを長野市が行った遊園地は 19、愛護会が組織されていない遊園地は 30 あるのに対し、本件遊園地では愛護会が組織され、草刈りが実施されているのである(証 20 号)。新型コロナウイルス感染症感染拡大対策への配慮を求められる現下の社会情勢を見れば、市内遊園地において愛護会活動がある程度低調となるのは止むを得ない状況と言え、実際に児童センター館長は「児童センターの保護者たちで遊園地の草取りを行っていたが、ここ 2 年間はコロナの関係で入館式が行えず保護者の協力が得られなかったので、私一人で草取りを行っている」(証 6 号)としているのであれば、本件遊園地愛護会活動の低調には汲むべき特段の事情がある。本件遊園地と比較してみると、他の遊園地の中には愛護会が組織されていなかったり、本件遊園地よりもさらに愛護会活動が低調であったりする遊園地が存在する事実がある。係る状況に鑑みるときに、本

件遊園地の愛護会活動の状況は、他の遊園地と比較しても、特に低劣であると判断することは困難であるにも関わらず、これを廃止すると決定したことは、憲法 14 条の定める法の下での平等原則に反する。

(2) 本件遊園地廃止の違法性

ア 地方自治法(以下「自治法」という。)第 10 条第 2 項(平等原則)違反

本件遊園地廃止は、本件遊園地近隣の一部住民の意見を偏重した結果で、自治法第 10 条第 2 項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を有すると定めた平等原則に違反する。

本件遊園地は、自治法第 244 条の 2 が規定する公の施設であってその管理施設及び立木類とともに公園台帳(証 70 号)に登載されており、市の予算が支出されて管理運営されていることから、法律の定めるところにより、市の役務を提供しているのは明白である。公園緑地課長は本件遊園地では「利用者が、同時に多数訪れることによって、かなりの音が発生する状況」であったことを本件遊園地廃止の理由の一つとして掲げている(証 1 号)が、それは受忍限度内であると市の顧問弁護士が見解を示している(証 8 号)のは既述の通りであり、本件遊園地利用者の利用状況には市内の他の公園・遊園地の利用状況と比べても特段の責められるべき点がないものと思料される。それにも関わらず市が本件遊園地を廃止するのは、自治法第 10 条第 2 項で住民に保障された「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を侵害するものであり、同条同項に違反するものである。

イ 自治法第 244 条の 2(公の施設の設置・管理)違反

本件遊園地は、自治法第 244 条が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定する「公の施設」であることは明らかであるのに、市は自治法第 244 条の 2 が「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定するのに反し、本件遊園地設置・管理についての条例を定めていない。公の施設の廃止には、その設置・管理条例の改廃が必要であり、そのためには議会の議決を要するところ、本件遊園地に係る設置・管理条例が施行されていない現状では、廃止手続きが進められない。それにも関わらず、市が本件遊園地廃止を決定したのは自治法に反し違法な手続きであって、無効である。

ウ 長野市緑を豊かにする条例(以下「緑化条例」という)第 3 条(市長の責務)違反

緑化条例第3条は、「市長は、この条例の目的を達成するため、緑を豊かにする計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定する。

長野市緑を豊かにする計画平成31年4月改定版(以下「緑化計画」という。)第一編「都市公園等の誘致圏」は、公園・遊園地の誘致圏を図示している。その中で本件遊園地は、西・南を国道117号、東を国道18号、北を犀川に囲まれた区域(以下「青木島街区」という。)に位置しているが、市街化区域にありながら都市公園が存在せず、遊園地の誘致圏だけでは十分にカバーしきれていないことが読み取れる(証21号)。更に「平成52年(2040年)の人口密度と都市公園の誘致圏」では、青木島街区の大半が「将来の人口密度が高いエリア」であることを図示しつつ(証22号)、「公園施設の維持管理(修繕や更新など)を検討する際は、将来の人口密度が高いエリアにある施設を優先するなど、限られた財政のなかで効果的に進めて行く必要があります。」としている。

緑化計画第三編地域別計画で、本件遊園地の存する川中島・更北地域における緑化方針図(証23号)中に「都市公園を補完する遊園地の機能の維持を図る」との方針を定めたのは、以上のような事情のためと思料される。係る「遊園地の機能の維持」方針と、青木島街区で最大面積を有する本件遊園地廃止とは、互いに整合しないことは明白である。市は児童センターの利用登録児童について、本件遊園地廃止後は青木島小学校校庭を利用できると強弁するが、青木島小学校は市民が校庭に進入することを無原則に了解している訳ではなく、市民誰もが自由に出入りし利用できる遊園地の機能的代替にはなりえない。また緑化計画では、都市公園等の誘致圏に学校校庭は含めておらず、青木島小学校校庭は緑化計画上も本件遊園地の代替施設とはなり得ない。

以上から、本件遊園地廃止は緑化条例第3条に「緑を豊かにする計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定められた市長の責務に違反している。

2023年2月10日付け信濃毎日新聞(証24号)は本件遊園地を扱う記事で、次のように報道している。

「(児童)センターの[]館長は『校庭は子どもが遊びたいタイミングで遊べるわけではない』とし、遊園地存続を求めている。」

「長野市公園緑地課は『子どもたちの遊び場確保については、徒歩10分圏内に13カ所の遊園地があるので利用してほしい』と呼びかけている。ただ、7カ所は青木島遊園地(1376平方メートル)の5分の1以下の広さ

しかなく、5分圏内は3カ所だけ。子育て世代から不満が上がっている。」

「コエチカ取材班が8日夕方、13カ所を訪れると遊ぶ子は1人もいなかった。下水鮑北(382平方m)近くの女性(93)も『遊ぶ子の姿はほとんど見ない』と言った。

13カ所は青木島の代わりになるのか。青木島近くの2児の母親(37)は『子どもがわざわざ足を延ばして行きたいと思える場所ではない』。3児の母親(38)も『子どもが伸び伸びと遊べる場所がなくなってしまう』と話した。」

これら児童センター館長と市民の声は、青木島小学校校庭及びその他の近隣遊園地がいずれも本件遊園地廃止後の代替施設としては成立せず、本件遊園地廃止は「遊園地の機能の維持を図る」との緑化計画上の方針に著しく違背することを証明している。

(3) 本件遊園地廃止の不当性

ア 本件遊園地に係る設置・廃止

本件遊園地が自治法第244条の2が規定する「公の施設」に該当することは前述したが、仮にこれに該当せず、条例による設置を要しない施設であるとしても、市は内規として運用する設置基準には、廃止について「住民理解や同意を得るとの規定」を設けておらず、それは「当時は廃止を想定していなかったのではないか」との公園緑地課長見解が示されている(証7a号)。遊園地を廃止する際の民主的な手続が定まっていなければ、本件遊園地廃止については、一層慎重、丁寧かつ市民に関われた議論が必要であったにも関わらず、市は区長会を交えた2度の会議と、区長会の各区長連名による同意書を徴取したのみで、市民に対しては特段の説明責任を果たさず、意見表明の機会も設けなかったことから、「回覧で突然知った」、「廃止が決まる前に反対意見を伝えたかった」等と市民の間でも疑問が噴出した(証7a号)。市の本件遊園地廃止決定に至るまでの設置管理のありかたは、市民の行政不信を招くものであり、不当なものである。

(4) 総括

上述のように、本件遊園地廃止は違憲、違法または不当な決定である。そもそも、遊園地という公共性の高い施設の廃止による影響を市は真剣に考慮した形跡がみられない。児童センターの子どもたちをはじめとする近隣住民が1300㎡級の遊園地を失うことが、公共の福祉に沿うことであるかとの観点からの考慮が尽くされた跡は、市の文書からは読み取ることができなかった(証1号、証9号、証19a号、証19b号等)。市顧

問弁護士からは「公園で遊ぶ子供の声は受忍の範囲と考えられ、(苦情元世帯員)の訴えは騒音問題に当たらず、違法性がないため遊ばせても問題ない」、「騒音レベルも許容の範囲にあると考えられる。必要があれば、騒音の環境基準が満たされているかを調べてみてもよい。」といった専門的知見(証 8 号)は真剣に考慮を尽くされておらず、かえって苦情元世帯員の「そもそも通常の利用ではない」(証 9 号)等の主観を検証することもなく重視している。証 9 号では、「廃止に至る経緯」として「(苦情元世帯員)の声」として「平成 16 年の遊園地開設当時から(苦情元世帯員)は騒音に苦しんできた」から始まり「遊園地の廃止には大賛成」に至るまでその主観を 14 行に渡って展開し重視しているが、これらは客観的な検証なく考慮に入れるべきでないのに、公園緑地課は十分な考慮の下の検証を行っていない。一方で児童センター利用登録児童やその保護者並びに本件遊園地一般利用者といった末端住民の声はそこに 1 行も記録されておらず、本件遊園地の公共の福祉の上の必要性についての考慮を尽くしていない。特に、当事者としてのこどもの意見が一顧だにされていないのは、本件遊園地廃止決定過程に深刻な瑕疵がある。「(苦情元世帯員)の行為(子供の声がうるさいという理由で、子どもを遊園地で遊ばせないこと)脅迫罪、業務妨害に当たる。」(証 8 号)との市顧問弁護士見解は、本件遊園地への苦情に係る問題の原因者が、市ではなく苦情元世帯員の側にあることを明確に示す重要な情報だが、市長や区長会に伝えられることもないまま、全く考慮が尽くされていない(証 25 号)。本件遊園地について市、近隣住民及び区長会が議論を尽くしたうえで、近隣住民の意見を調整し、より適切な本件遊園地の運用を図るといった当然あるべき努力がなされなかったことは、明らかに合理性を欠くものである。その結果として、本件遊園地廃止は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた行政裁量となっており、違法性は免れ得ない。

(5) 本件遊園地廃止に関連する公費支出ならびに契約締結

ア 本件遊園地廃止の違憲・違法・不当性

上述してきたように、本件遊園地の廃止は違憲・違法・不当の決定であるから、廃止に所要として実施される可能性のある原形復旧工事等への支出並びに合意解約書の締結もまた当然に違憲・違法・不当なものである。

イ 自治法第 2 条第 2 項

自治法第 2 条第 2 項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしており、地方公共団体が行う事務は法律又は政令により処理することとされていることが必要であるが、本件遊園地の設置・

管理条例は存在しない。従って遊園地廃止に所要の原形復旧工事等に公金を支出すること並びに合意解約書を締結することを根拠付ける法律又は政令は存在しない。

また、自治法第1条の2第1項は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされていることから、法律や政令に基づく「事務」に直接該当しなくても、なお独自に地方公共団体の「事務」に当たるといえる場合があるという議論もありえるが、本件遊園地廃止は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えないので、地方公共団体の「事務」には該当し得ない。

従って、本件遊園地廃止に所要のものとして原形復旧工事等に公金を支出しまた合意解約書を締結することは、自治法第2条第2項に反する違法な行為である。

- 5 上述のとおり、本件遊園地廃止に所要のものとして原形復旧工事等に公金を支出しまた合意解約書を締結することは違憲・違法・不当であるから、緊急に差し止める措置を講ずるよう求める。本件遊園地は(2)ウで述べたように、青木島街区にあって最大の遊園地であり且つその代替施設を確保することは困難であるが、すでに原形復旧工事のための閉鎖予定時期を過ぎ、本年3月末に廃止が迫っている(証1号、証2号)。従って廃止による回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、工事・合意解約書締結を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないのは明白であるから、自治法第242条4項による勧告を求める。

第2 1年の期間制限に服さない理由

本件遊園地は令和4年1月乃至2月に市が廃止決定した。

- 1 市が青木島地区の住民に本件遊園地廃止を周知したのは、令和4年10月1日以降であり(証1号)、相当の注意を以てしてもそれ以前に覚知するのは困難であったから、1年の期間制限に服さない。
- 2 本件遊園地の廃止に所要の原形復旧工事等に係る公費支出ならびに契約締結は、何れも令和4年度内に執行されるものであるから、本件措置請求日現在においては、何れも1年の期間制限を超えない財務会計上の行為である。

第3 監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由

本件遊園地の喪失は地域住民にとって回復困難な損失であり、全国的な社会問題として注目されている事案であることから、より公正・慎重な監査を期すために個別外部監査に基づく監査とすることが必要であるため。

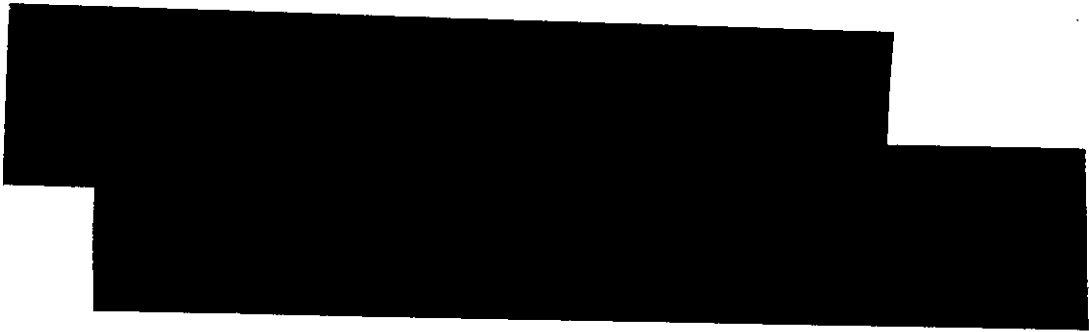
第4 請求人住所、職及び氏名

別紙

請求人住所、職、氏名(及び印)

長野市青西和田2丁目19番33号

長野市議会議員 小泉一真



長野市吉田2-12-57

個人事業主 菅野秀樹

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。併せて、同法 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

令和 5 年 2 月 10 日

長野市監査委員 様

7

事実証明書として添付する書類(すべて写し)

証1号 令和4年10月1日青木島遊園地廃止について(お知らせ)

証2号 「お知らせ」(廃止について青木島遊園地に掲げた文章)

証3号 土地賃貸借契約書

証4号 令和4年3月28日青木島遊園地復旧方針に係る同意書の締結について

証5a号 令和5年1月26日付け信濃毎日新聞 声のチカラ検証長野・青木島遊園地問題「公園廃止」揺らぐ根拠 上

証5b号 令和4年11月22日行政情報不存在決定通知書

証6号 令和3年8月12日青木島児童センターの保護者の送迎に関する苦情

証7a号 令和4年12月15日信濃毎日新聞 公園廃止 合意形成十分か

証7b号 青木島遊園地でやりたい遊び

証7c号 公園台帳 公園名：青木島遊園地

証8号 令和3年11月16日顧問弁護士への相談事件に係る概要報告書

証9号 令和4年8月25日 市長レク資料青木島遊園地の廃止について

証10号 令和4年8月2日 青木島遊園地の(苦情元世帯員)との協議について

証11号 令和4年11月25日 長野市行政情報不存在決定通知書

12-14 欠番

証15号 青木島遊園地に係る経過(詳細版)

証16号 青木島遊園地用地取得に関する陳情書

証17号 青木島遊園地についてR3.7.21支所説明資料

証18号 令和4年1月18日付け青木島遊園地の廃止について

証19a号 令和3年10月12日、同年12月16日 市・区長会議記録(公園緑地課)

証19b号 令和3年10月12日、同年12月16日 市・区長会議記録(こども政策課)

証20号 遊園地に係る愛護会活動状況(公園緑地課資料を基に小泉一真作成)

証21号 図 都市公園等の誘致圏(都市公園と遊園地)から小泉一真作成

証22号 平成52(2040)年の人口密度と都市公園の誘致圏から小泉一真作成

証23号 長野市緑を豊かにする計画平成31年4月改定版第3編地域別計画 川中島・更北地域における緑化方針図

証24号 令和5年2月10日付け信濃毎日新聞 声のチカラ 廃止方針の青木島遊園地 子どもたち発散できず 児童センター館長「廃止より存続を」

証25号 令和4年12月10日付け中日新聞 苦情は「脅迫、業務妨害」と顧問弁護士 見解も… 長野市、市長に伝えず



長野市職員措置請求書

(受付番号 令和 5年2月16日付 長野市監査委員事務局 第68号)

令和 5年 2 月 15日

長野市監査委員 あて

監査請求人の表示

住 所
氏 名
(自署)



住 所
氏 名
(自署)

住 所
氏 名
(自署)

住 所
氏 名
(自署)

住 所
氏 名
(自署)



長野市職員措置請求書

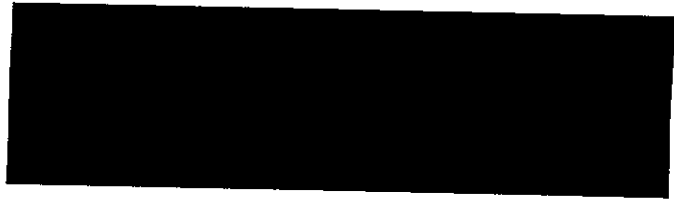
(受付番号 令和5年2月10日付 長野市監査委員事務局 第68号)

令和5年3月2日

長野市監査委員 あて

監査請求人の表示

住所
氏名
(自署)



住所
氏名
(自署)

住所
氏名
(自署)

住所
氏名
(自署)

住所
氏名
(自署)